

ドメイン名政策委員会 マルチステークホルダープロセス検討WG（第2回）資料

- 諸外国のccTLDにおけるマルチステークホルダーガバナンスの体制

上村圭介（大東文化大学外国語学部）

主要ccTLDの概況

ccTLD	対応する国	登録数 ^{※1}	組織形態	政府関与	法律等	ICANN覚書
JP	日本	1,334,594 (1.04)	民間企業	追認	なし	あり
AU	オーストラリア	2,639,461 (11.96)	非営利組織	追認・監督 ^{※4}	法律	あり
CA	カナダ	2,073,608 (6.08)	非営利組織	選定・監督 ^{※2}	覚書	なし
DE	ドイツ	15,397,225 (18.83)	協同組合	意思決定参加	なし ^{※3}	あり
ES	スペイン	1,648,745 (3.58)	政府機関	直営	法律	なし
FR	フランス	2,602,200 (4.14)	非営利組織	選定・監督	法律	あり
IT	イタリア	2,548,688 (4.21)	非営利組織	意思決定参加	なし	あり
KR	韓国	1,084,713 (2.20)	政府機関	直営	法律	あり
RU	ロシア	4,526,678 (3.17)	非営利組織	追認・監督 ^{※※}	覚書	あり
UK	イギリス	10,460,115 (17.05)	非営利組織	追認・監督	法律	あり
US	アメリカ	1,794,481 (0.58)	民間企業	選定・監督	委託契約	なし

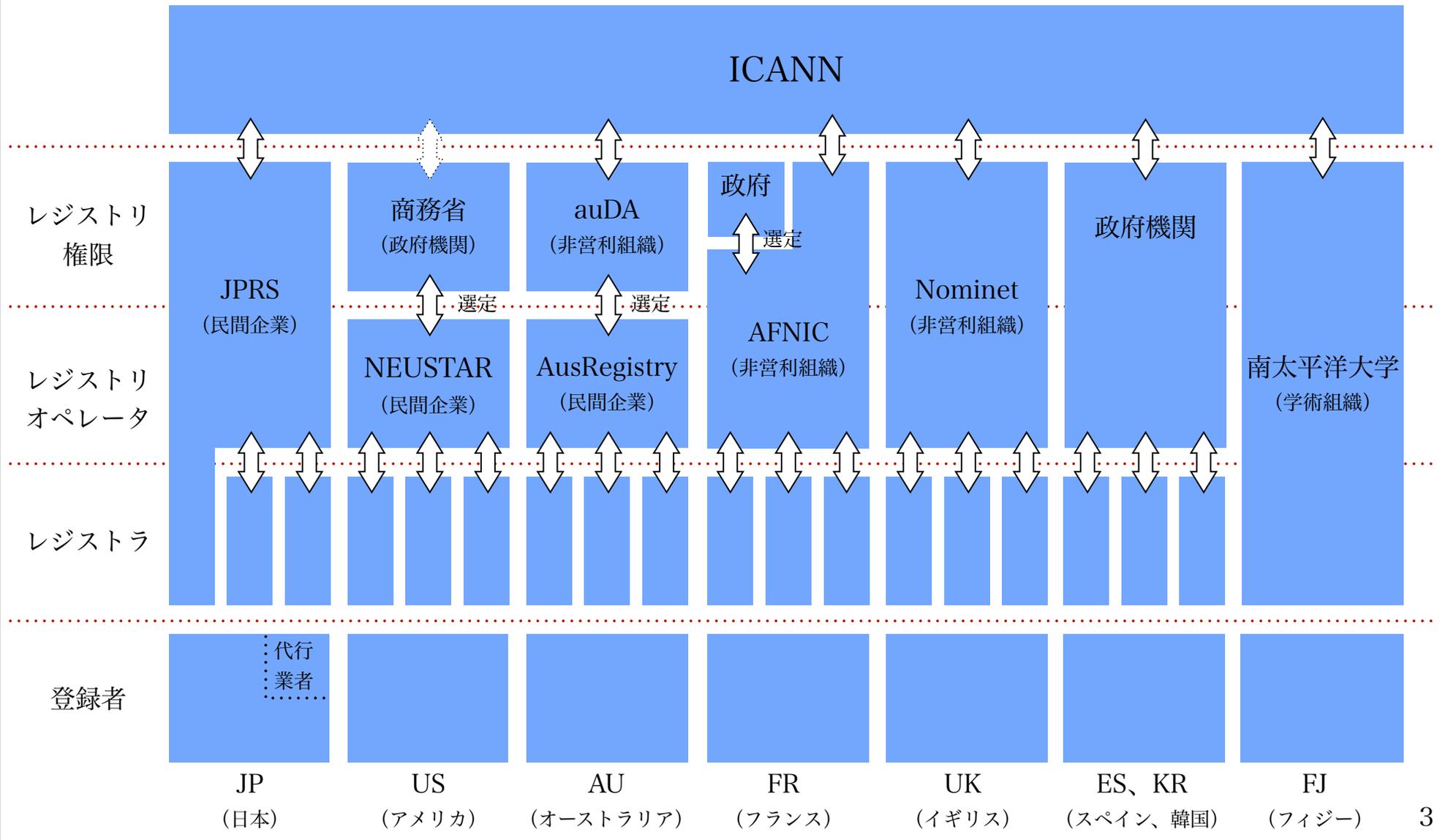
※1 括弧内数は人口100人あたりの登録数。

※2 意思決定参加も行われている。

※3 但し、ドイツは電気通信法にドメイン名を規制の対象外とする明文規程がある。

※4 以前の調査では選定・監督としたが、その後の精査により追認とすべきと判断。

ccTLDの管理運営における階層構造



マルチステークホルダー主義の状況①②③④⑤⑥

.AU (オーストラリア)

- .AUの位置付け
 - "Taking the view that the Internet Domain Name System is a public asset, and that the .au ccTLD is under the sovereign control of the Commonwealth of Australia, auDA will administer the .au ccTLD for the benefit of the Australian community." (auDA Constitution)
 - 1997年電気通信法において、ドメイン名 (electronic addressing) を規制の対象と規定

マルチステークホルダー主義の状況①②③④⑤⑥

.AU（オーストラリア）：auDAの組織

・組織

- ・会社法（Corporations Act）に基づき設立された会社（company limited by guarantee）
- ・定款により理事・社員への利益処分の禁止
- ・ドメイン名に関するすべてのステークホルダーが入社可能
- ・社員区分：事業者社員（Supply Class）と利用者社員（Demand Class）年会費：A\$110（事業者会員）または\$22（利用者会員）
- ・社員は総会での投票権を有する。

・総会

- ・年次総会と臨時総会
- ・理事の選出等、重要事項の決定

・理事会（auDA Board）

- ・理事構成：事業者社員4名、利用者社員4名、auDA CEO（議決権なし）、指名理事3名以内
- ・理事定員：7名以上
- ・理事は無報酬
- ・現在の理事数11名
 - ・理事長：Tony Staley（元郵政通信大臣）
 - ・副理事長：Julie Hammer（元国防大学学長）
- ・レジストリ業務は外部事業者に期限付きで委託
 - ・事業者の選定は企画提案方式
 - ・現在はAusRegistry

マルチステークホルダー主義の状況①②③④⑤⑥

.BR（ブラジル）：CGI.brの組織

• CGI.brの組織

- 「インターネット運営委員会」
- 1995年5月31日、通信省・科学技術省共同省令147号で設立。2003年9月3日大統領令4829号で改組
- 国内すべてのインターネットサービスに関する取り組みの調整・統合、技術的水準の向上、イノベーションの推進、サービスの普及

• 委員構成：21名

- 連邦政府9名（関係府省庁より）
- 民間委員11名（産業界4名、市民社会4名、科学技術コミュニティ3名）
- インターネットの専門家1名（科学技術大臣の指名）

• 選出方法

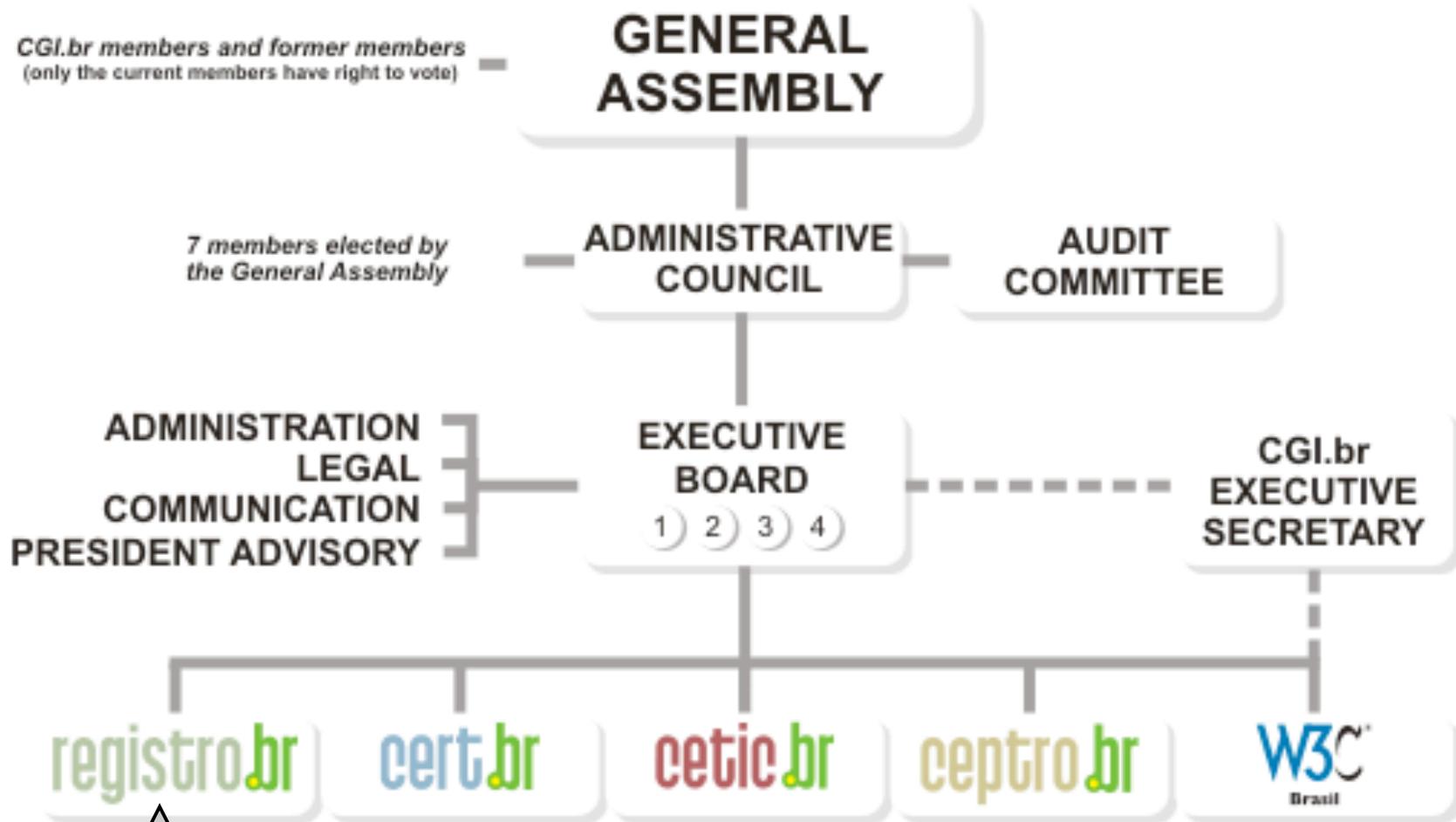
- 連邦政府委員は個別に指名。それ以外の委員は選挙。
- 選挙はそれぞれのステークホルダーグループごとに行なわれる（産業界は、さらに業種別にそれぞれ1名ずつ選出）。
- 任期は3年。
- 委員会会合は月1回開催される。

• 執行組織

- CGI.brが策定したポリシーに則り、NIC.brが実務を担当

マルチステークホルダー主義の状況①②③④⑤⑥

.BR（ブラジル）：NIC.brの構成



ドメイン名、IPアドレス、ASNの管理

マルチステークホルダー主義の状況①②③④⑤⑥

.UK（イギリス）：Nominetの構成

• 組織形態

- 非営利企業（英国会社法における"non-profit"の"company limited by guarantee"）
- 社員（member）により構成
- 直接・間接を問わず利益を社員に分配することは定款により禁止
- 社費：£400/入社時、£100/年

• 理事会構成

- 理事は社員により選出される。
- 常勤理事（4名以内）
- 指名による非常勤理事（3名）
- 選挙による非常勤理事（4名）
- 理事長：Rennie Fritchie（貴族院議員）

• 社員

- 2,286人（個人・法人）※2014年5月11日時点
- 年次総会での議決権
- 非常勤理事の選挙権
- Nominetの運営に関する討議への参加権
- Nominetの社員であるレジストラには、ドメイン名登録システム利用料の割引が適用

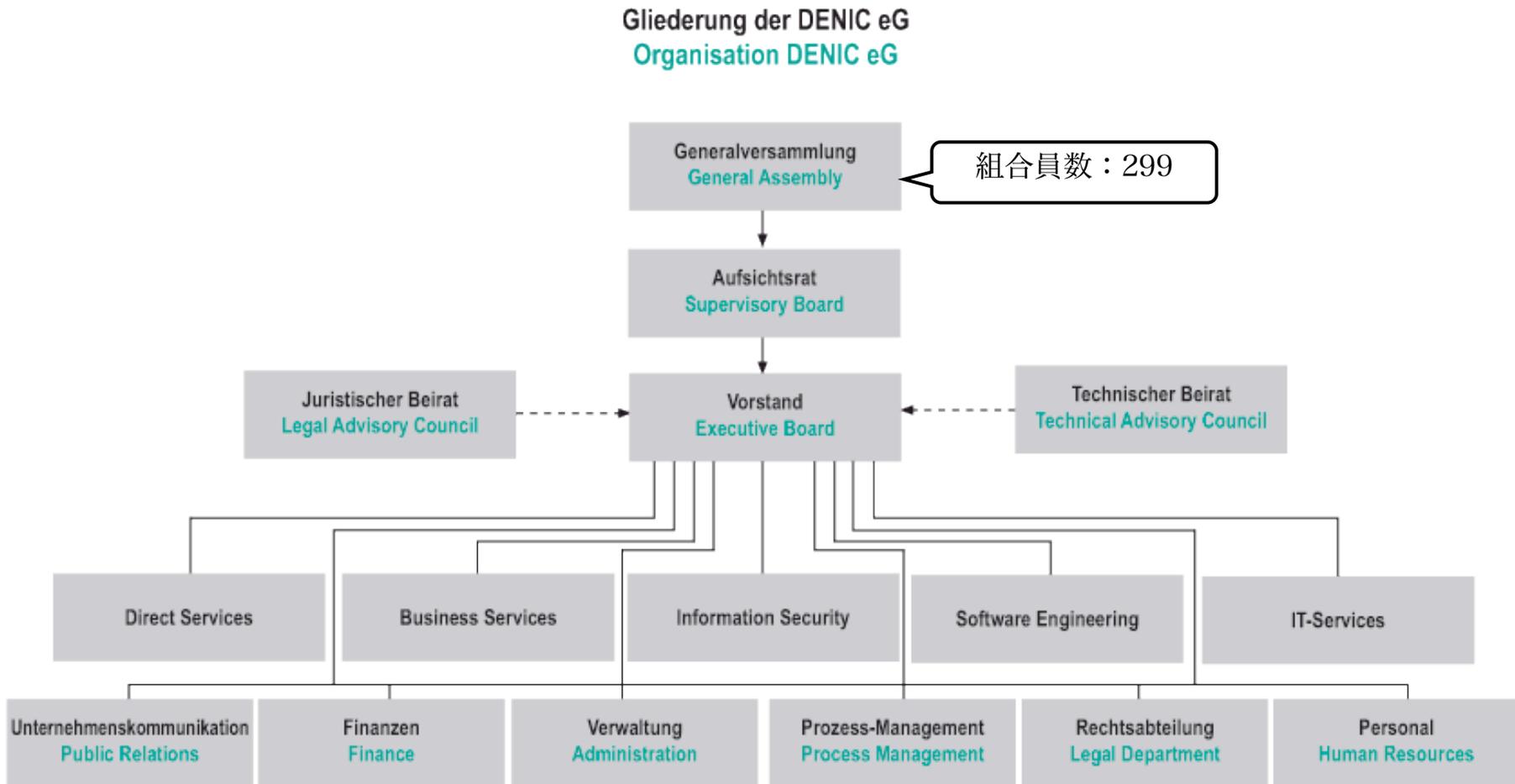
マルチステークホルダー主義の状況①②③④⑤⑥

.DE（ドイツ）：DENIC eG

- 組織形態
 - DEドメイン名運営における業界自治のために設立された協同組合組織
- 組織体制
 - 理事会 (Executive Board)
 - 監視委員会 (Supervisory Board)
 - 組合員総会
 - 法務諮問委員会 (Legal Advisory Council)
 - 業界団体、学識経験者、法律家、オブザーバ（経済労働司法省）
- 理事会
 - Helga Krüger（理事長）
 - Andreas Musielak
 - Carsten Schiefner
 - Dr. Jörg Schweiger
- 監視委員会
 - Thomas Keller（委員長）
 - Elmar Knipp
 - Dr. Johannes Loxen
 - Alexander Schwertner
 - Dr. Michael Shohat
- 組合員
 - 条件：.DE下のドメイン名の管理運営に携わる法人または個人であり、3名以上の既会員と関係を有さず、長期的な財務上の健全性に疑義がないこと。加入には理事会の承認を要する
 - 組合員数：299
 - 組合員は意思決定に参加できるほか、DENICのドメイン名登録システムへの直接アクセス、理事会、監視委員会の構成員の選挙権を得る

マルチステークホルダー主義の状況①②③④⑤⑥

.DE（ドイツ）：DENIC eGの組織図



.JPの管理運営を考える際のポイント

- ドメイン名をどのような資産・財産として扱うか
 - 国家主権下の公共財 (AU、US)
 - 事業者の共同利用施設 (DE)
 - ローカルなインターネットコミュニティをどのように代表するか
 - 広く一般から社員を募集 (UK)
 - 理事の配分に反映 (AU、BR)
 - マルチステークホルダー参加の仕組みをどのように設けるか
 - 外部監査方式か理事選任方式か
 - 政府との関係をどのように構築するか
 - 業務委託 (US) 、直営 (ES、FI)
 - 法律により後見 (UK、AU)
 - 組織設立、理事として参加 (BR)
 - オブザーバとして参加 (DE)
 - ローカルおよびグローバルのコミュニティへの還元についてどのような方針をもつか
 - UK：社員への余剰利益の配分を禁止、独立した公益財団を設立
 - 委託契約に期限を設けるか
 - 期限あり：US、AU
 - 期限なし：UK、DE、BR、FR
- *マルチステークホルダープロセスの主体、あるいは公益性・公共性が自明である組織（政府機関等）がレジストリ業務を実施する場合には期限を定めない傾向あり